

○大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部の非 常勤講師に関する内規

平成 21 年 10 月 1 日
制 定
最近改正 令和 4. 7. 14

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部の非常勤講師の採用及び資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第 2 条 非常勤講師の採用に当たっては、原則として公募によるものとする。

(非常勤講師の資格)

第 3 条 非常勤講師となることのできる者は、次項又は第 3 項のいずれかに該当する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
 - (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - (3) 大学において教授、准教授、専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
 - (4) 大学において3年以上の助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
 - (5) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
 - (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 3 国内における教育・研究者の数が極めて限定されているなど特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(外国人の在留資格等)

第 4 条 外国人については、次の各号のいずれかに該当していること。

- (1) 教授、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者のいずれかの在留資格を有している者又は契約時まで取得見込みの者
 - (2) 前号に定めるもの以外の在留資格を有している者で、大学において教育をする活動についての許可(出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第19条第2項に定める資格外活動の許可)を受けている者又は契約時まで取得見込みの者
- (年齢制限)

第5条 非常勤講師としての契約は、原則として、満年齢65歳に達した日以後に到来する最初の3月31日を超えて締結又は更新することはない。

(授業担当日数)

第6条 非常勤講師の授業担当日数は、原則として、年間48日未満とする。

(資格審査)

第7条 前4条に定める非常勤講師の資格等についての審査は、人文学研究科外国学専攻及び外国語学部専攻語代表会議において行うものとする。ただし、既に大学院言語文化研究科、大学院人文学研究科、外国語学部及び日本語日本文化教育センターにおいて教育経験を有する者については、第3条に定める非常勤講師の資格についての審査を省略することができる。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

1. この改正は、令和4年7月14日から施行する。
2. 外国語学部及び大学院人文学研究科外国学専攻の委託講師については、第2条を除き、この内規を準用する。
3. 大学院人文学研究科日本学専攻応用日本学コースについて、当分の間、この内規を適用する。
4. この改正前に現に非常勤講師として採用されている者については、なお従前のとおりとする。